

自動車税（令和元年9月30日まで）

自動車という財産の所有に対して税を課するものです。

納める人（法第145条）

県内に主たる定置場がある自動車（二輪の小型自動車・軽自動車・大型及び小型特殊自動車を除いたもの）の所有者です。

ただし、自動車の売買があった場合において、売主がその所有権を留保しているときは、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主に課されます。

納める額（法第147条、条例第88条）

自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて税率が定められています。税率は次表のとおりです。

ただし、グリーン化適合車の場合は異なります。

◇月割の納税（法第150条）

新規登録したとき

4月1日以降に新規登録したときは、その翌月分以降が月割で課税されます。

月割課税の場合の税額は、次のようにして計算します。

$$\text{年税額} \times \frac{\text{課税月数（登録月の翌月から3月までの月数）}}{12} = \text{税額（100円未満の徴収金額は切り捨てます。）}$$

抹消登録したとき

4月1日以降に抹消登録したときは、その月分まで課税され、その翌月分以降は、月割で減額されます。

所有権移転

4月1日以降に移転登録があった場合は、旧所有者が法律上その年度中の税を納める義務を負い、新所有者は、翌年度から課税されます。したがって、月割課税はしません。

（旧所有者が非課税対象者であった場合等を除きます。）

◇納める方法及び納期

普通徴収 納税通知書に定める日（毎年の定期課税の場合は、通常5月31日）

証紙徴収 申告時（新規の登録の時に証紙で納めます。）

◇注意しましょう

自動車を廃車したり、他人に譲渡したり、又は住所を変更したりした場合には、運輸支局でその旨を登録するとともに、自動車税の申告書を提出しなければなりません。このような手続きを怠ると、いつまでも課税されたり、住所を変更していても変更前の住所に納税通知書が送られたりするなど、トラブルの原因になります。

◇ 税率表

車種別			自家用	営業用	
乗用車	総排気量	1.0ℓ以下	29,500	7,500	
		1.0ℓ超 1.5ℓ以下	34,500	8,500	
		1.5ℓ超 2.0ℓ以下	39,500	9,500	
		2.0ℓ超 2.5ℓ以下	45,000	13,800	
		2.5ℓ超 3.0ℓ以下	51,000	15,700	
		3.0ℓ超 3.5ℓ以下	58,000	17,900	
		3.5ℓ超 4.0ℓ以下	66,500	20,500	
		4.0ℓ超 4.5ℓ以下	76,500	23,600	
		4.5ℓ超 6.0ℓ以下	88,000	27,200	
	6.0ℓ超	111,000	40,700		
ロータリーエンジン	0.491×2	34,500	8,500		
	0.573、0.654、0.655×2	39,500	9,500		
	0.65×3	51,000	15,700		
電気			29,500	7,500	
貨物車	トラック	最大積載量	1t以下	8,000	6,500
			1t超 2t以下	11,500	9,000
			2t超 3t以下	16,000	12,000
			3t超 4t以下	20,500	15,000
			4t超 5t以下	25,500	18,500
			5t超 6t以下	30,000	22,000
			6t超 7t以下	35,000	25,500
			7t超 8t以下	40,500	29,500
			8t超 9t以下	46,800	34,200
			9t超 10t以下	53,100	38,900
			10t超 11t以下	59,400	43,600
			11t超 12t以下	65,700	48,300
			12t超 13t以下	72,000	53,000
			13t超 14t以下	78,300	57,700
			14t超 15t以下	84,600	62,400
	15t超 16t以下	90,900	67,100		
		16t超(1tまで毎の加算額)	6,300	4,700	
	けん引車		小型	10,200	7,500
			普通	20,600	15,100
	乗用車	被けん引車	最大積載量	小型	5,300
8t以下				10,200	7,500
8t超 9t以下				15,300	11,300
9t超 10t以下				20,400	15,100
10t超 11t以下				25,500	18,900
11t超 12t以下				30,600	22,700
12t超 13t以下				35,700	26,500
13t超 14t以下				40,800	30,300
14t超 15t以下				45,900	34,100
15t超 16t以下				51,000	37,900
	16t超(1tまで毎の加算額)	5,100	3,800		
貨客兼用車	最大積載量1t以下	総排気量	1.0ℓ以下	13,200	10,200
			1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
			1.5ℓ超	16,000	12,800
	電気		13,200	10,200	
	1t超 2t以下	総排気量	1.0ℓ以下	16,700	12,700
	1.0ℓ超 1.5ℓ以下		17,800	13,700	
		1.5ℓ超	19,500	15,300	

車種別			自家用	営業用		
バス	一般乗合用・学校用	乗車定員	30人以下	12,000	12,000	
			30人超 40人以下	14,500	14,500	
			40人超 50人以下	17,500	17,500	
			50人超 60人以下	20,000	20,000	
			60人超 70人以下	22,500	22,500	
			70人超 80人以下	25,500	25,500	
			80人超	29,000	29,000	
			その他	乗車定員	30人以下	33,000
		30人超 40人以下	41,000		32,000	
			40人超 50人以下	49,000	38,000	
		50人超 60人以下	57,000	44,000		
		60人超 70人以下	65,500	50,500		
		70人超 80人以下	74,000	57,000		
		80人超	83,000	64,000		
三輪の小型自動車			6,000	4,500		
トラック	トラック	車両重量	5t以下	8,000	6,500	
			5t超 7t以下	11,500	9,000	
			7t超 9t以下	16,000	12,000	
			9t超 11t以下	20,500	15,000	
			11t超	25,500	18,500	
	貨客兼用車	車両重量5t以下	総排気量	1.0ℓ以下	13,200	10,200
				1.0ℓ超 1.5ℓ以下	14,300	11,200
				1.5ℓ超	16,000	12,800
		電気		13,200	10,200	
		5t超 7t以下	総排気量	1.5ℓ超	19,500	15,300
7t超 9t以下	1.5ℓ超	24,000		18,300		
9t超 11t以下	1.5ℓ超	28,500		21,300		
11t超	1.5ℓ超	33,500		24,800		
キャンピング車	総排気量		1.0ℓ以下	23,600	23,600	
			1.0ℓ超 1.5ℓ以下	27,600	27,600	
			1.5ℓ超 2.0ℓ以下	31,600	31,600	
			2.0ℓ超 2.5ℓ以下	36,000	36,000	
			2.5ℓ超 3.0ℓ以下	40,800	40,800	
			3.0ℓ超 3.5ℓ以下	46,400	46,400	
			3.5ℓ超 4.0ℓ以下	53,200	53,200	
			4.0ℓ超 4.5ℓ以下	61,200	61,200	
			4.5ℓ超 6.0ℓ以下	70,400	70,400	
			6.0ℓ超	88,800	88,800	

(注) 特種用途車(トラックに準ずるもの(けん引車、被けん引車を除く。)で最大積載量が1t以下のもの又は最大積載量の定めがないものを除く。)の年税額は、主たる構造区分により得た額

納税証明書

自動車の継続検査又は構造等変更検査を受ける場合には、納税証明書が必要です。
納税証明書は、車検証と一緒に大切に保管してください。

県税 平成**31**年度 自動車税納税通知書
兼領収証書

登録番号
香川500あ0000

納期限
2019年5月31日

税額
39,500円

延滞金額
円

計
円

納付場所
裏面一覧表のとおり

収納代行社
(株)NTTデータ

1. 上記のとおり賦課決定しましたので納期限までに納付してください。
2. 裏面の注意書をよくお読みください。

年月日

香川県県税事務所長

◎お問い合せ先は、裏面に記載しています。
◎この領収証書は、重要な証拠となりますから大切に保管してください。

納税者の住所及び氏名又は名称

760-8570
高松市番町4丁目1-10 9号室

県税 太郎

クレジットカード納付用番号
課税年度 2019
課税番号 012345678
確認番号 76543210

左記の金額を領収しました。

領収日付印

31

収入印紙不要
(納付者控)

自動車税納税証明書
(継続検査・構造等変更検査用)

31 車検の際に必要

下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。ただし、登録番号、車台番号及び有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。

登録番号	香川500あ0000
車台番号 (下13桁)	AA00-0000000
この証明書の有効期限	2020年5月30日

香川県県税事務所長

領収日付印

31

(納付者控)

お支払の際は切り離す必要はありません。車検の際に必ずこの証明書と一緒に保管してください。

自動車税のグリーン化について

環境対策の観点から、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じて自動車税の税率を軽減（軽課）し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を加重（重課）する特例措置（自動車税のグリーン化）を、平成14年度から実施しています。

当該特例措置は、平成29年度税制改正において見直しが行われ、平成30年度及び平成31年度の自動車税に関して、軽課については、基準の切り替えと重点化を行い、重課については継続しています。

1 環境負荷の小さい自動車（税率が軽減される自動車（軽課））

平成29年度及び平成30年度までに新車新規登録された以下の自動車は、**新車新規登録の翌年度に限り**税率が軽減されます。

対 象 車			特例措置
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 			標準税率より 概ね 75%軽減
右の排出ガス性能と燃費性能の両方を満たすガソリン車	排出ガス性能	燃費性能	
	平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車「☆☆☆☆」又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	平成32年度燃費基準+30%達成車	標準税率より 概ね 50%軽減

2 環境負荷の大きい自動車（税率が加重される自動車（重課））

新車新規登録から一定年数（ガソリン車・LPG車は13年、ディーゼル車は11年）を経過した自動車は、税率が加重されます。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンを燃料とするハイブリッド自動車、メタノール自動車、一般乗合バス及び被けん引車は対象外です。

区分	新車新規登録の時期	税率が加重される年度	特例措置
ディーゼル車	平成19年3月31日まで	平成30年度	標準税率より 概ね 15%加重（注）
	平成20年3月31日まで	平成31年度以降	
ガソリン車 LPG車	平成17年3月31日まで	平成30年度	標準税率より 概ね 15%加重（注）
	平成18年3月31日まで	平成31年度以降	

（注）バス（一般乗合用を除く。）及びトラック（被けん引車を除く。）については、平成30年度以降も、税率を「標準税率より概ね10%加重」に据え置きます。

自動車税・自動車取得税の改正（R元年10月1日）

令和元年度税制改正により、自動車税と自動車取得税について、令和元年10月1日から新制度が適用されます。

1 自動車税（種別割）の税率引下げ

自動車税の名称が自動車税（種別割）に変わります。制度は現行と同様です。

令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用自動車とキャンピング車について、自動車税（種別割）の税率が引き下げられます。

【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車の税率】

総排気量	現行	引下げ後（引下げ額）
1.0ℓ以下	29,500円	25,000円（▲4,500円）
1.0ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	30,500円（▲4,000円）
1.5ℓ超 2.0ℓ以下	39,500円	36,000円（▲3,500円）
2.0ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	43,500円（▲1,500円）
2.5ℓ超 3.0ℓ以下	51,000円	50,000円（▲1,000円）
3.0ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	57,000円（▲1,000円）
3.5ℓ超 4.0ℓ以下	66,500円	65,500円（▲1,000円）
4.0ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	75,500円（▲1,000円）
4.5ℓ超 6.0ℓ以下	88,000円	87,000円（▲1,000円）
6.0ℓ超	111,000円	110,000円（▲1,000円）

【令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けたキャンピング車の税率】

総排気量	現行	引下げ後（引下げ額）
1.0ℓ以下	23,600円	20,000円（▲3,600円）
1.0ℓ超 1.5ℓ以下	27,600円	24,400円（▲3,200円）
1.5ℓ超 2.0ℓ以下	31,600円	28,800円（▲2,800円）
2.0ℓ超 2.5ℓ以下	36,000円	34,800円（▲1,200円）
2.5ℓ超 3.0ℓ以下	40,800円	40,000円（▲800円）
3.0ℓ超 3.5ℓ以下	46,400円	45,600円（▲800円）
3.5ℓ超 4.0ℓ以下	53,200円	52,400円（▲800円）
4.0ℓ超 4.5ℓ以下	61,200円	60,400円（▲800円）
4.5ℓ超 6.0ℓ以下	70,400円	69,600円（▲800円）
6.0ℓ超	88,800円	88,000円（▲800円）

2 自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の見直し

グリーン化特例が延長され、令和2年度までに新車新規登録された自家用の自動車が対象となります。また、令和3年度及び令和4年度に購入した自家用の乗用車について、購入した翌年度に課税される自動車税（種別割）の税率を軽減する特例の適用対象が、電気自動車等に限定されます。

【グリーン化特例（軽課）による自家用の乗用車に係る軽減割合】

対 象 車		特例措置（～令和2年度購入）	令和3年度及び令和4年度購入
<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車のうち一定基準を満たすもの ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 			標準税率より 概ね 75%軽減
右の排出ガス性能と燃費性能の両方を満たすガソリン車	排出ガス性能 平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車「☆☆☆」又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	燃費性能 平成32年度燃費基準+30%達成車	標準税率より 概ね 75%軽減 軽減なし
		平成32年度燃費基準+10%達成車	標準税率より 概ね 50%軽減 軽減なし

3 自動車取得税の廃止と環境性能割の導入

自動車取得税が廃止され、自動車税（環境性能割）が導入されます。納める人、税額の計算方法、納める方法等は現行の自動車取得税と同様です。

【環境性能割の税率】

燃費基準達成度等	自家用		営業用
	登録車	軽自動車	
電気自動車等	非課税	非課税	非課税
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+20%達成車			
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成車	1.0%		
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%	0.5%
☆☆☆☆かつ平成27年度燃費基準達成車+10%達成車	3.0%	2.0%	1.0%
上記以外の車			2.0%

4 環境性能割の臨時的軽減

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)について、自動車税(環境性能割)又は軽自動車税(環境性能割)の税率が1%軽減されます。

【登録車(自家用乗用車)】

燃費基準達成度等	通常の税率	臨時的軽減後の税率
電気自動車等	非課税	非課税
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+20%達成車		
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成車	1.0%	
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%
上記以外の車	3.0%	2.0%

【軽自動車(自家用乗用車)】

燃費基準達成度等	通常の税率	臨時的軽減後の税率
電気自動車等	非課税	非課税
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準+10%達成車		
☆☆☆☆かつ平成32年度燃費基準達成車	1.0%	
上記以外の車	2.0%	1.0%